

## 令和6年度 公文書開示状況（3月決定分） 主税局

様式2-1

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.2.27	R7.3.6	令和6基準年度標準宅地の鑑定評価書及び価格算定補足資料	28	1					1	1	1	1						(1) 鑑定評価書 【不動産鑑定士の印影】 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。 【取引事例の地積及び取引時点】 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）。 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。 (2) 価格算定補足資料 【画地の形状、接道状況、前面道路、接道2~4、高低差、地積、セットバック、最寄駅、最寄駅からの直線距離及び道路距離、基準建蔽率、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等】 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。（東京都情報公開条例第7条第2号） 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第3号） 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第6号） 【取引事例の月率変動率】 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定の個人を識別することができる。よって、当該情報は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に当たるため。（東京都情報公開条例第7条第2号） 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（東京都情報公開条例第7条第3号） 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定され、取引当事者である所有者の財産状況が明らかになる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第6号）	主税局中央都税事務所固定資産税課
2	R7.2.27	R7.3.17	①令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書					1										当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局港都税事務所事業税課	
3	R7.2.27	R7.3.17	①令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ②令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書					1										当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局渋谷都税事務所事業税課	
4	R7.2.27	R7.3.17	①令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ②令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ③令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ④令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書	4	1														税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報である、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	主税局渋谷都税事務所事業税課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
5	R7.2.27	R7.3.17	令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書					1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。 主税局豊島都税事務所事業税課	
6	R7.2.27	R7.3.17	①令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ②令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ③令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ④令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ⑤令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書	5	1															税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報である、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため(東京都情報公開条例第7条第6号)。 主税局豊島都税事務所事業税課
7	R7.3.18	R7.3.31	①令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ②令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ③令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書				1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。 主税局新宿都税事務所事業税課		
8	R7.3.18	R7.3.31	①令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ②令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ③令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ④令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書	4	1														税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報である、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため(東京都情報公開条例第7条第6号)。 主税局新宿都税事務所事業税課	
9	R7.3.18	R7.3.31	①令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ②令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書 ③令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書				1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。 主税局立川都税事務所事業税課		
10	R7.3.18	R7.3.31	令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書	1	1														税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報である、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため(東京都情報公開条例第7条第6号)。 主税局立川都税事務所事業税課	



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
19	R7.2.25	R7.3.14	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	32	1														主税局荒川都税事務所事業税課
20	R7.2.25	R7.3.14	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	19	1														主税局八王子都税事務所事業税課
21	R7.2.25	R7.3.14	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	28	1														主税局立川都税事務所事業税課
22	R7.3.15	R7.3.24	・東京都特別区令和6年度地籍図（shapeデータ） ・東京都特別区令和6年度家屋形状（shapeデータ） ・東京都特別区令和6基準年度固定資産税路線価図（shapeデータ） ・航空写真	1	1														主税局資産税部固定資産評価課
23	R7.2.17	R7.3.31	社会福祉法人〇〇に係る過去5年間の貸借対照表、履歴事項全部証明書														・過去5年間の貸借対照表：東京都情報公開条例第18条第2項該当 インターネットによる公表情報等のため ・履歴事項全部証明書：東京都情報公開条例第18条第1項該当 法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付対象となる公文書のため。	主税局立川都税事務所事業税課	
24	R7.2.17	R7.3.31	社会福祉法人〇〇に係る (1) 法人都民税・事業税及び特別法人事業税の過去5年間の確定申告書及び添付書類（貸借対照表を除く） (2) 異動届出書	6	1													・公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ・公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	主税局立川都税事務所事業税課

#### 表の見方

##### <決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

##### <(根拠規定)条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

##### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。